平成２４年（フ）第４７６号
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目384番地
債務者　川尻　　寛
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
石川県七尾市山王町ツ部１番地１、従前の住所石川県七尾市能登島祖母ケ浦町５部７番地
債務者　松下　厚子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１２２号
長野県茅野市宮川5696番地　宮川五味コーポ101号
債務者　小山　美鈴
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９２７号
名古屋市緑区鳥澄２丁目1014番地　サンモールＣ棟105号
債務者　渡邊千枝子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８５号
名古屋市緑区池上台２丁目２番地　鳴子第３住宅708号
債務者　猪又　信義
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４７７号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ－１棟106号
債務者　水城　美夏
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目16番10号　リエス尾頭橋101号、従前の住所名古屋市南区豊田２丁目22番７号　ハイツヒサノ305号
債務者　上地　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀368番地１
債務者　谷　　利也
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第５８５号
兵庫県姫路市東辻井４丁目５番14号　互助会寮302号
債務者　安藤　敬子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６３１号
兵庫県加古郡播磨町古田２丁目29番22―２号
債務者　水野みどり
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県高砂市時光寺町34番１―502号、従前の住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利634番地の３
債務者　福山　利雄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５号
兵庫県赤穂市中広1576番地74　県営千鳥高層住宅３―102
債務者　川下　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５７号
広島県廿日市市峠90番地87
債務者　濵野　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７７号
広島県東広島市豊栄町能良813番地
債務者　上田八州生
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
愛媛県南宇和郡愛南町柏491番地
債務者　宮下あさ子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０４号
愛媛県宇和島市柿原甲260番地　サニープレイス106号
債務者　鈴木　雅博
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1494番地の９
債務者　河野絵理子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所直方支部